

分任支出負担行為担当官
徳島森林管理署長 多田 弘之 印

工 事 名		施 工 場 所		工事種別	工 事 概 要	入札方式
阿津江地区 阿津江 (C7 ^{ホック}) 地すべり防止工事 (翌債)		徳島県那賀郡那賀町阿津江		治山工事	地すべり防止工 1.00式	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所			
134,768,000円	119,811,650円	平成29年2月1日	徳島県三好市池田町白地井ノ久保929-2 (株)山全			
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期				
92,900,000円	平成29年2月	平成29年10月				

- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」（別添1）のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札筆記書」（別添2）のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事積算内訳書」（別添3）のとおり
- 予決令第86条第1項の規定により契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての調査
・調査結果の概要 別紙「低入札価格調査結果の概要」（別添4）のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
・総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別添「入札公告」のとおり
・落札理由：技術提案等の審査及び開札の結果、落札決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成 28 年 11 月 29 日

分任支出負担行為担当官
徳島森林管理署長 多田 弘之

1 工事概要

- (1) 工事名 阿津江地区 阿津江（Cブロック）地すべり防止工事（翌債）
- (2) 工事場所 徳島県那賀郡那賀町阿津江
- (3) 工事内容 地すべり防止工 1.00式
(詳細については、工種別数量内訳書を参照)
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成29年10月31日まで
- (5) 本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型）及び、品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の対象工事である。
- (6) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の

規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成27・28年度の四国森林管理局における土木一式工事に係るA等級、B等級又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成13年4月1日から平成28年3月31日までの間に元請けとして、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事（同種工事については、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）の第2に定める事業の工事として適用を受けたものに限る。以下同じ。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち、以下に示す同種工事の実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：治山事業の地すべり防止工事

（集水井工、アンカー工、杭工、排水トンネル工等）

- (6) 当該工事の施工計画に係る技術提案書が適正であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。
- ① 2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- ② 平成13年 4月 1日から平成28年 3月31日までの間に上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年 6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 森林管理局長等が発注した工事で、平成26年 4月 1日から平成28年 3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (10) 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (12) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記の区域内に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、下記の区域内であること。
A・B・C等級の者：四国全域
- (13) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月 7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法
 - ①提出期間：平成28年11月30日から平成28年12月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の 9:00～17:00（持参の場合は 9:00～12:00 及び 13:00～17:00）まで。
 - ②場 所：〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1-3-30
四国森林管理局 経理課内 契約適正化専門官
電話 088-821-2011
 - ③そ の 他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に承諾書を添付し、持参または郵送等（配達証明のできるものに限る。）すること。
- (3) 技術提案書等は入札説明書により作成すること。
- (4) 上記(2)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

4 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み
本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
 - ① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
 - ② 2の(6)の技術提案と資料で示された実績等により最大30点の加算点を与える。
 - ③ 4の(2)の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
 - ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 施工体制評価点及び加算点評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

(ア) 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

(イ) 技術提案書（施工計画（簡易型）に関する事項）

様式4-1には、施工計画上の考慮事項（実施手順等）の妥当性、様式4-2には、発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性「機材及び資材の搬入搬出作業に係る災害防止対策」への対応、様式4-3には、部材・工法等の品質の確認方法・管理方法の適切性をそれぞれ記載すること。また、様式5には工事の工程等を記載すること。

(ウ) 企業の施工実績に関する事項

(エ) 配置予定技術者の能力に関する事項

(オ) 地域への貢献度に関する事項

※(ア)の項目で最大30点の施工体制評価点、(イ)の項目で最大10点、(ウ)から(オ)の3項目で最大20点の加算点とする。

(3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点と加算点を加えた点数を入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋施工体制評価点＋加算点)／(入札価格)}）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒771-0117 徳島県徳島市川内町鶴島239-1

徳島森林管理署 総務グループ

電話 050-3160-6160

(2) 入札説明書等の交付・閲覧期間、場所及び方法

①交付・閲覧期間：公告日より入札執行日の前日まで（土曜日、日曜日及び祝日

等の行政機関の休日を除く。)の9:00~12:00及び13:00~17:00まで。

②場 所：〒771-0117 徳島県徳島市川内町鶴島239-1

徳島森林管理署 治山グループ

電話 050-3160-6160

③その他：配付資料は無料である。

(四国森林管理局ホームページからダウンロードすることができる。)

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

① 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成29年1月5日10時00分

② 紙入札方式により持参する場合の締め切りは、平成29年1月5日10時00分に徳島森林管理署入札室にて入札。

③ 開札は、平成29年1月5日10時00分 徳島森林管理署入札室にて行う。

(ただし、上記①、②及び③について、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。)

④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行 徳島代理店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行 徳島代理店)。

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁 徳島森林管理署)また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。紙入札方式での場合は、入札書とと

もに工事費内訳書（様式は任意）を提出すること。なお、入札の際に工事費内訳書が未提出である又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該入札参加者の入札を無効とすることがある。また、工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(4) 入札の無効

入札説明書の「15. 入札の無効」によるものとする。

(5) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2の(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3の(2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 技術提案等の内容のヒアリング

技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(10) 施工体制確認のためのヒアリング

入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。（入札説明書6の(9)参照）

(11) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成16年7月 林野庁）による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局のホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/>)の「ホーム>公売・入札情報」の発注者綱紀保持に関するお知らせをご覧ください。

入札筆記書

調達案件番号

003806002020160010

調達案件名称

阿津江地区阿津江(Cブロック)地すべり防止工事(翌債)(徳島森林管理署)

業者名称	業者区分	入札第1回			結果
		金額	技術評価点	評価値	
(株)山全		92,900,000	131.3	14.133	落札
(株)新居組		120,500,000	154	12.78	
(株)田村組		92,000,000	116	12.608	

結果

落札者決定

入札執行月日

平成29年1月5日

部署

四国森林管理局徳島森林管理署

入札書比較価格 (税抜き) 134,768,000

予定価格 (税込み) 145,549,440

調査基準価格 (税抜き) 119,811,650

基準評価値 7.42

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

多田弘之



立会担当署名

橋口勝一



(別添3)

平成 28 年度

工 事 名 阿津江地区 阿津江 (Cﾌﾟｯｸ) 地すべり防止工事 (翌債) 積算内訳書

工 事 場 所 徳島県 那賀郡 那賀町 阿津江

四 国 森 林 管 理 局

徳 島 森 林 管 理 署

那 賀 川 治 山 事 業 所

本工事費内訳書

(単位：円)

明細NO	工 種	数 量	単位	単価	金 額	備 考
1	法枠交点アンカー工	2,779.50	m	—	79,057,000	
2	仮施設（仮設工）	1.00	式	—	6,908,000	
	細 計				85,965,000	
	間 接 工 事 費 共 通 仮 設 費	1.00	式	—	7,788,000	
	細 計 小 計				93,753,000	
	間 接 工 事 費 現 場 管 理 費	1.00	式	—	24,507,000	
	小 計 計				118,260,000	
	一 般 管 理 費	1.00	式	—	16,508,000	
	計 合 計				134,768,000	

請 負 費 の 数 量 内 訳 書

	工 種	仕 様 ・ 摘 要	数 量	単 位	摘 要
積上共通仮設費 ◇ 定率対象外額					
(摘要)					
	T : 直接工事費	85,965,000	ヘリコプター輸送経費 (-)		○定率共通仮設費率 (%) 8.06
			補正鋼材費等 (-)		○施行地域補正 (%) 1.00
			P : 定率共通仮設費対象額	85,965,000	○採用仮設費率 (%) 9.06

(別添4)

低入札価格調査結果の概要

工事名 : 阿津江地区 阿津江 (G7 ロック) 地すべり防止工事 (翌債)

調査を実施した業者名 : (株)山全

住所 : 徳島県三好市池田町白地井ノ久保929番地2

調査項目	結果の概要
ア その価格により入札した理由	①本工事の使用機械は自社所有で有り、直営で施工することから安価な機械経費での施工が可能である。 ②アンカー工事の本地域での実績も十分有し本地域での特性も熟知した技術者の下、実施出来る利点がある。 ③本工事に係る資材購入は長年の取引実績のある商社との契約により購入費が安価である。 ④索道架設撤去に係る下請け業者は、当該現場での実績が有り、安全かつコストを省いた施工が可能である。
イ 契約対象工事付近における手持工事の状況	徳島森林管理署発注 阿津江地区 (B7 ロック) 地すべり防止工事 (工期H28.8.5~H29.3.17) を当該区域の隣接地にて施工中。
ウ 契約対象工事に関連する手持工事の状況	徳島森林管理署 祖谷川地区 檜尾 (上) 地すべり防止工事 阿津江地区 阿津江 (B7 ロック) 地すべり防止工事 徳島県西部総合県民局 H28三林 復旧治山 三好市蔵谷 山腹工事 H28馬耕 地すべり 一宇北 2期赤松 排水ボーリング工事
エ 契約対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫等との地理的条件	距離 約90km、車 2時間30分の距離であり、特段の優位性はないが、近隣民家を借り上げ通勤の負担を排除できる。
オ 手持資材等の状況	ケーシングパイプ (φ115mm用、L=1.50m) 60本 インナーロード (φ115mm用、L=1.50m) 60本 単管足場材料 (φ48.6) 1,000空m3 足場板 (W=200mm、L=4,000mm) 420枚
カ 資材購入先及び購入先と入札者との関係	従前から8年来の取引実績のある協力会社からの購入予定で、年間通して関連工事での取引を行っており双方の信頼は高い。
キ 手持機械数の状況	ロータリーパッカー (MDS260・H25年式) 1台 空気圧縮機 (PDS655S・H27年式) 1台 発電機 (DLW-300ES・H22年式) 1台 プラントミキサー (TMP-1・H25年式) 1台
ク 労務者等の具体的供給見通し	アンカー工 (削孔、挿入・定着・緊張、足場工) は、自社労働者で施工し、ケーブルクレーン架設撤去については、(株)釜原徳島販売 (取引年数: 12年) により施工。
ケ 過去に施工した工事名及び発注者 (国有林関係)	徳島森林管理署 穴吹川地区 見の越 (中) 復旧治山工事 (翌債) 一宇林業専用道新設工事 (翌債) 阿津江地区 阿津江 (Aブロック上) 地すべり工事 (明許) 祖谷川地区 檜尾 (上) 地すべり防止工事 祖谷山林道笹谷線改良工事 (翌債) 阿津江地区 阿津江 (Cブロック) 地すべり工事 (翌債) 阿津江地区 阿津江 (Aブロック) 地すべり工事 祖谷川地区 檜尾 (上) 地すべり工事 阿津江地区 阿津江 (Cブロック) 地すべり工事 (翌債) 愛媛森林管理署 丸石山 (67) 復旧治山工事 笹ヶ峰林道災害復旧工事 (明許)
コ 経営内容	財務諸表及び関係機関に問い合わせた結果、特に問題なし。

サ	(ア)から(コ)までの事情聴取した結果についての調査検討	特に問題となる事案は認められなかった。
シ	過去に施工した事業の成績状況(国有林関係)	当局の発注工事を確認した結果、特に問題なし。
ス	経営状況(取引金融機関、保証会社等)	取引金融機関等に問い合わせた結果、特に問題なし。
セ	信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払い及び下請代金の支払遅延状況等の有無)	関係機関に問い合わせた結果、特に問題なし。

注1)「調査項目」欄には、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知)の記の3の(4)のアからウまでのうち、当該請負契約の種類に該当するものについて定めている調査項目すべてを記載すること。

注2)「結果の概要」欄には、左欄に記載の調査項目について、その調査結果を簡潔に記載すること。